

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の83.5以上100分の135</u>以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の109.5以上100分の175</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の74以上100分の83.5</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の97以上100分の109.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の64.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の84.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の64.5</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の84.5</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の32.5</u>超（特定管理職員にあっては、</p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の81以上100分の130</u>以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107以上100分の170</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の71.5以上100分の81</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の94.5以上100分の107</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の62</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の82</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の62</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の82</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の30</u>超（特定管理職員にあっては、</p> |

は、100分の42.5超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の32.5 (特定管理職員にあっては、100分の42.5)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の32.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の42.5未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

| 職                       | 割合 |
|-------------------------|----|
| 略<br>会計管理者<br>略         | 略  |
| 略<br>東京事務所長<br>ミュージアム館長 | 略  |
| 略<br>知事公室長<br>略         | 略  |
| 略<br>東京事務所副所長<br>略      | 略  |
| 略                       |    |

100分の40超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の30 (特定管理職員にあっては、100分の40)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の30未満 (特定管理職員にあっては、100分の40未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

| 職                 | 割合      |
|-------------------|---------|
| 略<br>知事公室長<br>略   | 100分の25 |
| 略<br>東京事務所長       | 100分の20 |
| 略<br>会計管理者<br>略   | 100分の15 |
| 略<br>東京事務所次長<br>略 | 100分の10 |
| 略                 |         |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。